

# 益城町国土強靱化地域計画の策定について

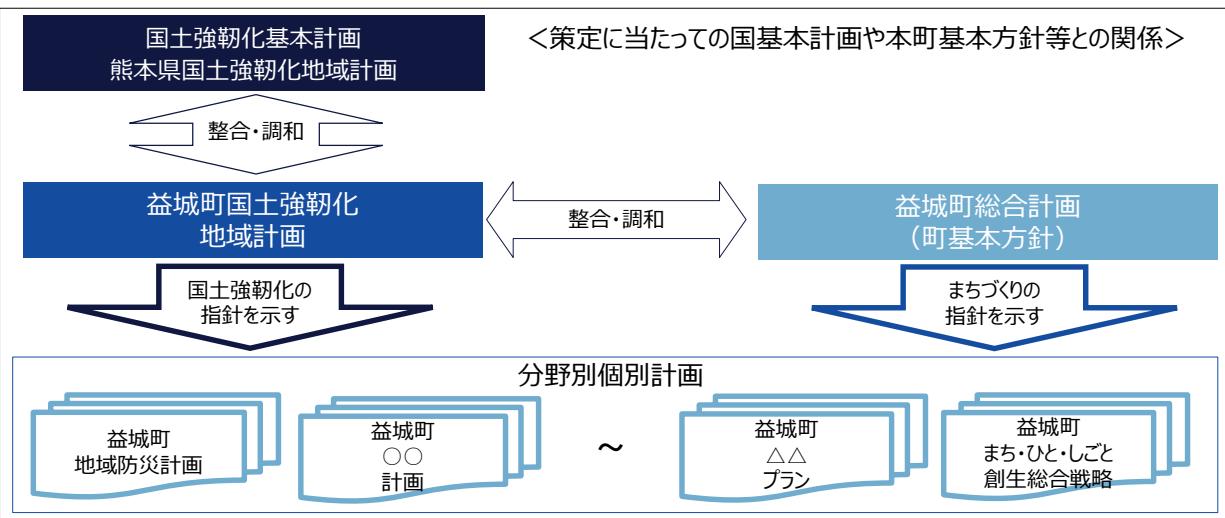
## 本町の国土強靱化地域計画策定の趣旨等（はじめに）

- 国土強靱化基本法第13条に基づき、今後起こり得る大規模自然災害に備えるために策定。
- 熊本地震や近年全国各地で頻発する豪雨災害等を教訓とし、ハード・ソフト双方の施策を以て、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進することで、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を目指す。
- なお、本計画に基づく取組みについては、国の補助金等の支援を受けることが可能となる。（事業採択の要件化や重点化、一定程度の配慮がなされる）

### （1）計画の位置づけ

計画策定にあたっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

また、本町の基本方針である「益城町総合計画」や熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された「益城町地域防災計画」をはじめとした分野別個別計画を考慮して策定する。



### （2）計画期間

今後の地域強靱化を取り巻く社会情勢等の変化や、国及び県、本町の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直す。

## 国土強靱化とは

（参考：地域防災計画との比較）

大規模災害の度に「事後対策」で長期間にわたり復旧・復興を図ってきた教訓を踏まえ、あらゆるリスクを見据えつつ、最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会を**事前**につくりあげていくという考え方。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—

※本町では、施策の進捗状況や、国の動向を踏まえ、施策の重点化・加速化を図るため、計画上での重点化・優先順位付けは行わない。

## 第1章 基本的な考え方

### （1）基本目標

国土強靱化を進めるうえで、国計画及び県地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つの基本目標を設定。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること

### （2）強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念をふまえ、大規模自然災害に備え、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

- 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みを進める
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を進める
- 官（国・県・市）と民（市民・民間事業者等）が適切に連携及び役割分担し取組みを進める
- 地域コミュニティ機能の維持・向上に努める 等

## 第2章 益城町の地域特性

### 本町における災害リスク

町内全域に甚大な被害をもたらす風水害や地震など大規模自然災害を対象とする。

## 第3章 脆弱性評価 及び 第4章 強靱化の推進方針

### （1）起きてはならない最悪の事態の設定

8項目の「事前に備えるべき目標」、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる36項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定。

### （2）脆弱性評価及び強靱化の推進方針設定手順

設定した36の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である「脆弱性評価」を行い、この評価をもとに、「施策の推進方針」と、推進方針の実現に向けた「個別の取組み」を設定。

#### 1. 現行施策の進捗状況・課題の整理

起きてはならない最悪の事態ごとに、本町防災の基本となる「益城町地域防災計画」での取組みを中心に、町の各部局等が実施している取組みを調査・整理

#### 2. 脆弱性の課題の検討・評価 【脆弱性評価】（第3章 P.12～P.39）

起きてはならない最悪の事態を回避するための、現行施策の分析・評価である「脆弱性評価」を実施。

#### 3. 施策の推進方針の設定 【推進方針】（第4章 P.40～P.74）

- （1） 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針を設定
- （2） 推進方針の実現に向けて、個別の取組みを設定

# 計画の構成

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の大規模倒壊による死傷者の発生
	1-2 大規模地震等による住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

強靱化の推進方針

分野別施策
<p><b>1 人命の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震化</li> <li>災害対応業務の標準化・共有化</li> <li>防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達</li> <li>公共建築物、学校施設の耐震化 等</li> <li>家庭・事業所における地震対策</li> <li>防災訓練の実施</li> </ul>
<p><b>2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町での備蓄の推進</li> <li>自主防災組織の活動の強化</li> <li>民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備</li> <li>他自治体への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備</li> <li>物資輸送ルートの確保に向けた道路整備 等</li> <li>水道施設の耐震化等</li> <li>感染症の発生・まん延防止</li> </ul>
<p><b>3 行政機能の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点施設等の耐震性の強化</li> <li>防災直後の職員参集及び対応体制の整備</li> <li>業務継続可能な体制の整備</li> <li>受援体制の構築 等</li> </ul>
<p><b>4 情報通信機能の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信手段の機能強化</li> <li>防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 等</li> </ul>
<p><b>5 経済活動の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者におけるBCP策定促進</li> <li>災害時の集出荷体制の構築</li> <li>共済加入の促進</li> <li>農地・農業用施設の保全</li> <li>農業施設の耐候性等の強化</li> <li>交通ネットワークの確保に向けた道路整備 等</li> </ul>
<p><b>6 ライフラインの確保及び早期復旧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化</li> <li>下水道施設等の耐震等</li> <li>浄化槽の整備等</li> <li>地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備 等</li> </ul>
<p><b>7 二次災害の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防の災害対処能力の強化</li> <li>被災建築物等の迅速な把握</li> <li>山地・土砂災害対策の推進 等</li> <li>沿道建築物の耐震化、通行空間の確保</li> <li>適切な森林整備の推進</li> </ul>
<p><b>8 迅速な復旧・復興に向けた条件整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>県からの支援体制整備</li> <li>学校における人材の育成</li> <li>罹災証明書等の速やかな発行</li> <li>被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備</li> <li>地籍調査の実施</li> <li>地域における共助の推進</li> <li>仮置場の選定</li> <li>関係団体との連携</li> <li>災害ボランティアとの連携</li> <li>応急仮設住宅の迅速な提供</li> <li>相談体制の整備</li> <li>地域と学校の連携 等</li> </ul>

重要業績指標の設定（第5章）